

令和2年4月27日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 蔵並 貴子
宮下 明

高齢者の保健事業と介護予防に一体的実施の施行に伴う整備省令の公布等について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

松本 吉郎
城守 国斗
江澤 和彦

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の施行に伴う整備省令の公布等について

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）により、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法及び介護保険法の一部改正が行われ、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行うこととされたところです。（令和元年6月10日付け日医発第276号（保59）によりご連絡済み）

今般、本年4月1日からの上記の施行にあたり、関係省令の整備に関する省令が公布されるとともに、関係告示の改正等がなされ（告示）、厚生労働省より各都道府県知事あて別添の通知がなされましたので情報提供させていただきます。

老発0327第6号
保発0327第3号
令和2年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

厚生労働省保険局長
(公印省略)

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の施行に伴う整備省令の公布等
について

平素より介護保険制度、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和2年厚生労働省令第39号）が令和2年3月25日に公布されるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針（令和2年厚生労働省告示第112号）及び国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第113号）が本日告示されたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の施行に向けて、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び後期高齢者医療広域連合に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 第1 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令関係
医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部

を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた関係省令の整備を行う。具体的には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令129号。以下「高確則」という。）の一部を改正し、

- ・ 改正法による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正高確法」という。）第125条の2第1項、第125条の3第1項及び第2項並びに第125条の4第1項及び第2項の厚生労働省令で定めるものは、被保険者の身体的、精神的及び社会的な特性に関する調査により得られた情報であって、改正高確法第125条第1項に規定する高齢者保健事業、国民健康保険保健事業のうち、改正法による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「改正国保法」という。）第82条第3項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業又は改正法による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「改正介保法」という。）第115条の45第1項から第3項までに規定する地域支援事業の実施に必要な情報とすること
- ・ 改正高確法第125条の3第3項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供について、国保データベース（KDB）システム等を用いて情報の提供を行うものとする

等を規定する。

上記については、改正国保法第82条第4項及び第5項並びに改正介保法第115条の45第6項及び第7項に基づき国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）においても同様の改正を行う。また、改正国保法第82条第12項の規定に基づき都道府県が市町村に情報の提供を求める際には、都道府県は市町村に対して通知を行うこととすること等を国保則において規定する。

第2 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針関係

改正高確法第125条第6項及び第7項を踏まえ、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成26年厚生労働省告示第141号）の全部を改正し、従前より規定してきた健康診査・保健指導等の実施に係る内容に加え、

- ・ 人生100年時代を見据え高齢者の健康増進を図るため、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施に当たり、後期高齢者医療広域連合は市町村

と連携し、身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要となること

- ・ 効果的かつ効率的な高齢者保健事業の実施のため、市町村には、事業全体の企画調整等を担当する医療専門職と、高齢者の個別的支援等を行う医療専門職を配置することが重要であること
- ・ 他の後期高齢者医療広域連合や市町村との間で、被保険者の医療、介護、健康診査等に関する情報を国保データベース（KDB）システムを活用して授受できること
- ・ 高齢者保健事業を効果的かつ効率的な実施を図る上での、被保険者の医療、介護、健康診査等に関する情報の取扱いに係る留意事項等について規定する。

第3 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件関係

改正高確法及び改正国保法において、高齢者保健事業等の一体的実施に関する規定及び都道府県による保健事業支援に関する規定が設けられたことを踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正し、次の事項を規定する。

- ・ 国民健康保険保健事業のうち、高齢者の心身の特性に応じた事業を行うに当たっては、高齢者保健事業及び地域支援事業と一体的に実施するよう努めること
- ・ 市町村間で、被保険者の医療、介護、特定健康診査等に関する情報を国保データベース（KDB）システムを活用して授受できること
- ・ 都道府県は、市町村及び組合が行う保健事業の適切かつ有効な実施を図るため、関係市町村間の連絡調整、専門的な技術等を有する者の派遣など必要な支援を行うよう努めるとともに、市町村が行う保健事業を支援するため被保険者の医療、特定健康診査等情報の提供を求めることができること

また、糖尿病性腎症の重症化予防や特定健康診査等の実施率向上の重要性を踏まえ、これらに関する規定を追加する。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針改定について

添付資料2

令和元年5月に成立した健保法等改正法において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について規定されたことを踏まえ、「高齢者の医療の確保に関する法律」を改定する。

1. 本指針策定の背景と目的

- ・ 高齢者保健事業に関するこれまでの制度改正等
- ・ 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
 - 高齢者の身体的・精神的・社会的な特性を踏まえ、一体的実施を推進するための制度改正に係る経緯を追加
- ・ 指針の目的

2. 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に関する基本事項

- ・ 関係者との連携
 - 高齢者保健事業の実施に当たって、広域連合、市町村、医療関係団体等の連携が重要である旨を明記
- ・ 高齢者保健事業と介護予防の一体的実施
 - 市町村における基本方針の策定や医療専門職の配置など、一体的実施の総論的内容を明記
- ・ 地域の特性に応じた事業運営
- ・ PDCAサイクルに沿った事業運営等

3. 高齢者保健事業の内容

- ・ 健康診査、保健指導、健康教育、健康相談、訪問指導等の実施
- ・ 質問票の活用
 - 高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握できるよう質問票を活用する旨を明記
- ・ 通いの場等における高齢者保健事業の実施
 - 通いの場において、支援すべき対象者等を把握し、低栄養状態等の状態に応じた保健指導を行うことや、比較的健康的な高齢者に対しても既存事業等と連携した支援を行うことを明記

4. 高齢者保健事業と介護予防の一体的実施のための具体的な取組

- ・ 医療専門職の配置
 - 市町村には次の医療専門職を配置することが重要であることを明記
 - ① 事業全体の企画・調整等を担当する医療専門職
 - ② 高齢者への個別的支援等を行う地域を担当する医療専門職
- ・ KDBシステム等を活用したデータ分析
 - 他の広域連合・市町村との間で、被保険者の医療・介護・健康等情報をKDBを活用して授受できることを明記
- ・ 広域連合・市町村における体制整備
 - 広域連合において域内全体の健康課題の整理等を行うこと、市町村において関係課と連携しつつ、地域課題の分析や取組の進め方の調整を行うことが重要であることを明記
- ・ 中央会・連合会との連携
 - 医療専門職等に対する研修の実施等必要な支援を行うことを明記
- ・ 関係団体等との連携
 - 地域の医療関係団体等との協力が期待されること、事業企画段階から緊密に連携すべきであることを明記
- ・ 都道府県からの支援
 - 一体的実施の推進に当たり都道府県からの支援が重要であることを明記

5. データヘルス計画の策定、実施及び評価

- 6. 事業運営上の留意事項
 - ・ 高齢者保健事業の担当者
 - ・ 実施体制の整備等
 - ・ 地域における組織的な取組の推進
 - ・ 健康情報の継続的な管理
 - 個人情報保護の観点からの留意事項を明記

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令について

概要

令和元年5月に成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の本格展開に向けた関係省令の整備を行うもの。

改正の内容

1. 情報提供の対象となる情報の範囲に関する規定（改正後の高確則第120条の2関係）

○ 改正後の高確法第125条の2第1項、第125条の3第1項及び第2項並びに第125条の4第1項及び第2項による情報提供の対象となる情報については、「医療（及び介護）に関する情報その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるもの」と規定されている。

○ 当該規定の厚生労働省令で定めるものは、**被保険者の身体的、精神的及び社会的な特性に関する調査により得られた情報であって、高齢者保健事業、国民健康保険法に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業又は介護保険法に規定する地域支援事業の実施に必要な情報とする。**

2. 情報提供の対象となる情報の範囲に関する規定（改正後の高確則第120条の3関係）

○ 改正後の高確法第125条の3第3項において、市町村又は後期高齢者医療広域連合が情報が情報又は記録の写しの提供を行うに当たっては、**厚生労働省令で定めるところによることと規定されている。**

○ 当該規定に基づき、市町村又は後期高齢者医療広域連合は、**国保データベース（KDB）システム等を用いて情報の提供を行うものとする。**

3. 国民健康法施行規則及び介護保険法施行規則においても同様の改正を行う。

施行期日等

公布日 令和2年3月25日

施行日 令和2年4月1日（改正法の施行の日）